**大学等への進学を予定している皆さんへ**

**～進学準備給付金のご案内～**

**○進学準備給付金とは**

**生活保護世帯の子どもが大学等へ進学する場合において、新生活の初期費用が負担となりますが、進学の際の新生活立ち上げ費用として進学準備給付金が支給されます。**

**・進学を理由として出身世帯の自宅から転居し通学する方：30万円**

**・自宅から通学する方：10万円**

**○進学準備給付金の支給金額**

**特定教育訓練施設（大学、短期大学、専修学校等）に確実に入学すると見込まれる方が対象となります**。

**※支給対象となるのは、特定教育訓練施設（大学、短期大学、専修学校等）です。（予備校等、大学等の入学試験の準備を目的として通学する学校や趣味や日常生活、社会生活に必要な技能習得を目的とする学校は支給対象外となります。）**

**○進学準備給付金の支給対象者**

**※平成30年４月に特定教育訓練施設（大学、短期大学、専修学校等）へ入学した方も対象となります。**

**※詳しくは、地区担当者までご相談ください。**

**※そのほか、大学等へ進学をする場合に利用できる制度があります（裏面）**

○**大学等へ進学する場合に利用できる制度について**

○　ひとり親家庭等の場合は、

⇒**「」の**

○　ひとり親家庭等でない場合は、

⇒社会福祉法人青森県社会福祉協議会で行っている

**「」の**

○　大学（通信制・短期大学を除く。）の第１学年に入学見込みであり、成績の基準が大学出願用調査書の「全体の設定平均値」が4.0以上の場合は、

　⇒**の「」**

**※ただし、利用にあたっては、一定の要件や審査があります。**

**※詳しくは、地区担当者までご相談ください。**

**＜貸付額について＞**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **区　分** | **国公立** | | **私立** | |
| **自宅**  **通学** | **自宅外**  **通学** | **自宅**  **通学** | **自宅外**  **通学** |
| **母子父子寡婦福祉資金**  **（就学支度資金）** | **３７万円以内** | **３８万円**  **以内** | **５８万円**  **以内** | **５９万円**  **以内** |
| **生活福祉資金**  **（就学支度費）** | **５０万円以内** | | | |
| **大学入学時奨学金** | **１０万円を単位とし、１００万円以内** | | | |

　※大学入学時奨学金については、大学卒業後１年以内に青森県に居住、

就業（公務員を除く。）してから１年を経過すると返還が免除されます。

**※対象となる費用について**

**・入学金・授業料、アパートの契約費用、入寮費、引越し費用、書籍購入費用、直接必要とする被服費、進学地への交通費　等**